

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県病院事業管理者 榎 野 博 史

香川県病院局管理規程第1号

香川県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の給与に関する規程（平成19年香川県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第9条 略</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 災害応急作業等手当</u></p> <p>(講義手当)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>(災害応急作業等手当)</u></p> <p><u>第18条の2 災害応急作業等手当は、職員が豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれのある場所又は発生した場所（それぞれ県の区域外の場所に限る。）において行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 災害応急作業等手当の額は、従事した日1日につき730円（日没から日出までの間において従事した場合にあっては、1,095円）とする。</u></p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>(有害物等取扱手当の特例)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第9条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(講義手当)</p> <p>第18条 略</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>(有害物等取扱手当の特例)</p> <p><u>5 第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、新型コロナウイルス感染症（病原がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）か</u></p>

5 第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって特定新型インフルエンザ等患者等（特定新型インフルエンザ等の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。

（感染症等治療業務手当の特例）

ら県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。

6 第10条第1項第1号又は第3号に掲げる業務が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（新型コロナウイルス感染症を除き、管理者が定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって特定新型インフルエンザ等患者等（特定新型インフルエンザ等の患者又はその疑いのある者をいう。以下同じ。）に接して行う検査（検体を採取する作業を含む。）又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業であるときは、同条第2項第1号の規定にかかわらず、作業に従事した日1日につき1,500円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円）の有害物等取扱手当を支給する。

（感染症等治療業務手当の特例）

7 県立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって新型コロナウイルス感染症患者等の診療、看護若しくはこれらの者に接する作業若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理を行う作業又はこれに準ずるものとして管理者が認める作業に従事したときは、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）の感染症等治療業務手当を支給する。この場合においては、第12条の規定による感染症等治療業務手当は支給しない。

6 略

7 前項の規定により感染症等治療業務手当の支給の対象となる職員に係る第21条の規定の適用については、同条中「勤務しなかった場合」とあるのは「勤務しなかった場合又は附則第6項の規定による感染症等治療業務手当の支給を受けた場合」とする。

(支給額等の調整)

8 第10条第1項第1号又は第3号の規定による有害物等取扱手当と附則第5項の規定による有害物等取扱手当との両方が支給されることとなる日に支給する有害物等取扱手当の額は、第10条第2項第1号又は附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した有害物等取扱手当の額のいずれか高い額とする。

9 第12条第1項の規定による感染症等治療業務手当と附則第6項の規定による感染症等治療業務手当との両方が支給されることとなる日に支給する感染症等治療業務手当の額は、第12条第2項第1号若しくは第3号又は附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した感染症等治療業務手当の額のいずれか高い額とする。

10 附則第5項の規定による有害物等取扱手当と附則第6項の規定による感染症等治療業務手当との両方が支給されることとなる日においては、これらの手当のうち手当の額が低い手当については支給しないこととし、これらの手当の額が同額である場合にあつては主たる作業に対応する手当のみを支給することとする。

(精神病治療業務手当の特例)

11 県立病院に勤務する職員が、特定新型インフルエンザ等患者等である精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は、直接、当該精神障害者に接する作業に従事したときは、第13条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する額の精神病治療業務手当を支給する。

8 略

9 前2項の規定により感染症等治療業務手当の支給の対象となる職員に係る第21条の規定の適用については、同条中「勤務しなかった場合」とあるのは「勤務しなかった場合又は附則第7項若しくは第8項の規定による感染症等治療業務手当の支給を受けた場合」とする。

(支給額等の調整)

10 第10条第1項第1号又は第3号の規定による有害物等取扱手当、附則第5項の規定による有害物等取扱手当又は附則第6項の規定による有害物等取扱手当のうち複数のものが支給されることとなる日に支給する有害物等取扱手当の額は、第10条第2項第1号又は附則第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した有害物等取扱手当の額のいずれか高い額とする。

11 第12条第1項の規定による感染症等治療業務手当、附則第7項の規定による感染症等治療業務手当又は附則第8項の規定による感染症等治療業務手当のうち複数のものが支給されることとなる日に支給する感染症等治療業務手当の額は、第12条第2項第1号若しくは第3号又は附則第7項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した感染症等治療業務手当の額のいずれか高い額とする。

12 附則第5項又は第6項の規定による有害物等取扱手当と附則第7項又は第8項の規定による感染症等治療業務手当との両方が支給されることとなる日においては、これらの手当のうち手当の額が低い手当については支給しないこととし、これらの手当の額が同額である場合にあつては主たる作業に対応する手当のみを支給することとする。

(精神病治療業務手当の特例)

13 県立病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症患者等若しくは特定新型インフルエンザ等患者等である精神障害者に接して治療業務に従事したとき、又は、直接、当該精神障害者に接する作業に従事したときは、第13条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する額の精神病治療業務手当を支給する。

(診療応援手当の特例)

12 略

13・14 略

(看護補助業務手当)

15 県立病院に勤務する職員が、令和6年2月1日から同年5月31日までの間、看護補助業務に従事したときは、第9条の規定にかかわらず、特殊勤務手当として、1月につき3,900円の看護補助業務手当を支給する。

16 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3,900円」とあるのは「3,900円に勤務割合を乗じて得た額」とする。

(給料月額7割措置)

17 略

別表第10(第7条関係)

職	区分
略	
白鳥病院薬剤部長 中央病院副薬剤部長 看護部長(中央病院看護部長を除く。)	略
略	

(診療応援手当の特例)

14 略

15・16 略

(給料月額7割措置)

17 略

別表第10(第7条関係)

職	区分
略	
薬剤部長(中央病院薬剤部長を除く。)	7種
看護部長(中央病院看護部長を除く。)	
略	

附 則

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 改正後の第9条第11号及び第18条の2の規定は令和6年1月1日から、改正後の附則第15項及び第16項の規定は同年2月1日から適用する。